

武雄市議会

9月定例会

1日開会・18日閉会

# 6億8千万円、市議会になぜ付さない

## 戸別受信機は、市の財産であり2千万以上は議会にかけなければ条例違反

### すべての市民に経済対策を

コロナウイルス感染症対策に国の地方創生臨時交付金、武雄市に1次交付金2億689万3千円、2次交付金6億3498万円、合計8億4187万3千円交付される。この財源を活用し、これまで経済対策に使われた合併振興基金や財政調整基金の26億円を使って、近隣自治体が進めている、すべての市民を対象にした経済対策を要求。

### 少人数学級をプレゼントしましょう

武雄市の小中学校のクラスの数、コロナウイルス感染症対策で3蜜を避ける取り組みが進められています。122クラスのうち20クラスで30人を超えています。今、少人数学級の推進が全国で上がっています。児童生徒は学校で過ごす時間が長いからこそ少人数学級を作ることには政治の責任ではないでしょうか。市長、教育長の責任は大きいのです。

武雄市防災情報発信システム構築業務仕様書  
武雄市 総務部 防災・減災課

- 目的**  
武雄市防災情報発信システムは、災害時情報発信により、武雄市（以下「発注者」という。）の住民等に向けた緊急情報の発信等を行うシステムを構築するものである。
- システム構築予定期間**  
契約締結日から令和4年3月31日までとする。但し、履行期間内に本業務を完了することができない正当な理由がある場合は、その理由を明記した書面の提出により、履行期間の延長を請求することができるものとする。
- システム運用期間**  
令和4年4月1日から令和14年3月31日までとする。但し、発注者とシステム構築事業者（以下「受注者」という。）との間で契約から5年後に運用及び保守契約に係る内容の点検を行い、問題が無ければ残りの5年間の運用継続を決定する。
- 準拠する法令等**  
本業務を遂行するにあたり、次の関係法令等に基づき実施するものとする。  
 (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）  
 (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）  
 (3) 武雄市地域防災計画（令和元年改訂版）  
 (4) その他関係法令及び通達等
- 構築条件**
  - 構築場所**  
佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市役所地内及び武雄市一円
  - 構築するシステムの概要**  
別紙「武雄市防災情報発信システム構築業務 特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおりとする。
  - 業務の範囲**  
本業務の対象は、庁舎の4階にて整備する防災情報発信システム及び市内世帯の戸別受信機設置業務とする。
  - 戸別受信機設置台数**  
本業務で設置を行う戸別受信機の台数は15,000台とする。ただし、全戸に設置するのではなく、希望する方への設置のため、整備台数の変更の可能性があるため考慮すること。
  - 契約**  
この業務の契約は、議会の議決を要するため、議会の承認を得られない場合は本契約として成立しません。  
また、戸別受信機の設置台数が増減する場合、本契約後の契約変更を行います。
- 委託する業務内容**  
受注者は、本仕様書及び特記仕様書に基づいて実施する以下の業務を行うものとする。
  - ・本業務に必要な各種文書の作成
  - ・本業務に必要な機器、機材等の調達
  - ・本業務に必要な機器の設置、設定作業、動作確認、運用テスト等
  - ・旧戸別受信機（設置してある所）約3,000台及びオフトーク通信機器3台の回収

8日、武雄市議会9月定例会の一般質問に立った江原議員は、3月の当初予算に防災行政無線の戸別受信機の予算が約3億3千万、来年度予算との合計6億8千万円の予算を執行するため左記の「武雄市防災情報発信システム構築業務仕様書」にそって進められているが、市の条例を示して議会になぜ「提案」されないのか正しました。左記の「仕様書」(5) 契約は「この業務の契約は、議会の議決の承認を要する」と記されています。議会での市長の答弁の整合性が問われます。

武雄市防災情報発信システム構築業務仕様書には「議会の議決」がいと記されている

日本共産党  
市議会二ニュース

(発行)  
2020・9・13  
第58号

武雄市議会議員  
江原一雄

電話 45-5192  
電話 23-1493  
検索 JCP武雄